

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議

参 考 資 料（個別論点用）

2. 専修学校教育の質保証・向上について（質保証・向上）…………… 1

【論点5】 職業実践専門課程制度のあり方

【論点6】 職業実践専門課程を基軸とした質の保証・向上の振興策

【論点7】 専修学校事務体制の充実支援策

3. 学びのセーフティネットの保障について（学習環境）……………28

【論点8】 修学支援策

【論点9】 専修学校の教育基盤整備支援策

【論点10】 障害者差別解消法等に基づく推進策

2. 専修学校教育の質保証・向上について(質保証・向上)

【論点5】 職業実践専門課程制度のあり方

【論点6】 職業実践専門課程を基軸とした質の保証・向上の振興策

【論点7】 専修学校事務体制の充実支援策

専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
 - 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- ⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

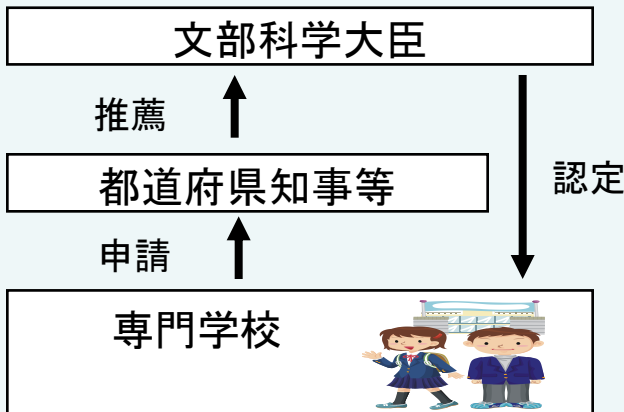
先導的試行としての「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度を創設

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

「職業実践専門課程」の認定状況

職業実践専門課程の認定学科数は、全専門学校(修業年限2年以上)の約36%。

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
1	北海道	59	156
2	青森県	3	4
3	岩手県	8	29
4	宮城県	23	113
5	秋田県	1	5
6	山形県	3	9
7	福島県	7	46
8	茨城県	14	31
9	栃木県	11	25
10	群馬県	23	43
11	埼玉県	24	50
12	千葉県	21	38
13	東京都	118	438
14	神奈川県	43	94
15	新潟県	31	141
16	富山県	2	8
17	石川県	10	21
18	福井県	6	16
19	山梨県	3	4
20	長野県	14	33
21	岐阜県	6	10
22	静岡県	27	62
23	愛知県	44	171
24	三重県	1	1

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
25	滋賀県	—	—
26	京都府	22	58
27	大阪府	89	305
28	兵庫県	20	61
29	奈良県	2	6
30	和歌山県	2	6
31	鳥取県	1	1
32	島根県	6	13
33	岡山県	15	45
34	広島県	22	58
35	山口県	10	26
36	徳島県	5	15
37	香川県	10	32
38	愛媛県	12	39
39	高知県	5	20
40	福岡県	55	180
41	佐賀県	1	1
42	長崎県	5	13
43	熊本県	13	40
44	大分県	12	16
45	宮崎県	8	19
46	鹿児島県	3	6
47	沖縄県	13	32
合計		833	2,540

(平成28年2月19日現在)

【認定状況】

	学校数	学科数
H25年度	467	1,364
H26年度	295	675
H27年度	272	501
合計	833(29.5%)	2,540(36.2%)

※ () 内の数字は全専門学校(2,823校)、修業年限2年以上の全学科数(7,023学科)に占める割合。

なお、全学科数(8,198学科)に占める割合は、31%である。

※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消等により、単純合計となっていない。

※取消件数：2校8学科(H26.8.29)、1校1学科(H27.2.17)、3校3学科(H28.2.19)(うち2校2学科は課程廃止による)

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	計
合計	570	11	449	244	218	469	94	485	2,540

職業実践専門課程の効果

効果その1

学校運営等の組織的改善

効果その2

教職員の意識改革

効果その3

派遣講師の資質能力

効果その4

学生の実践力の向上

効果その5

業界ニーズの反映

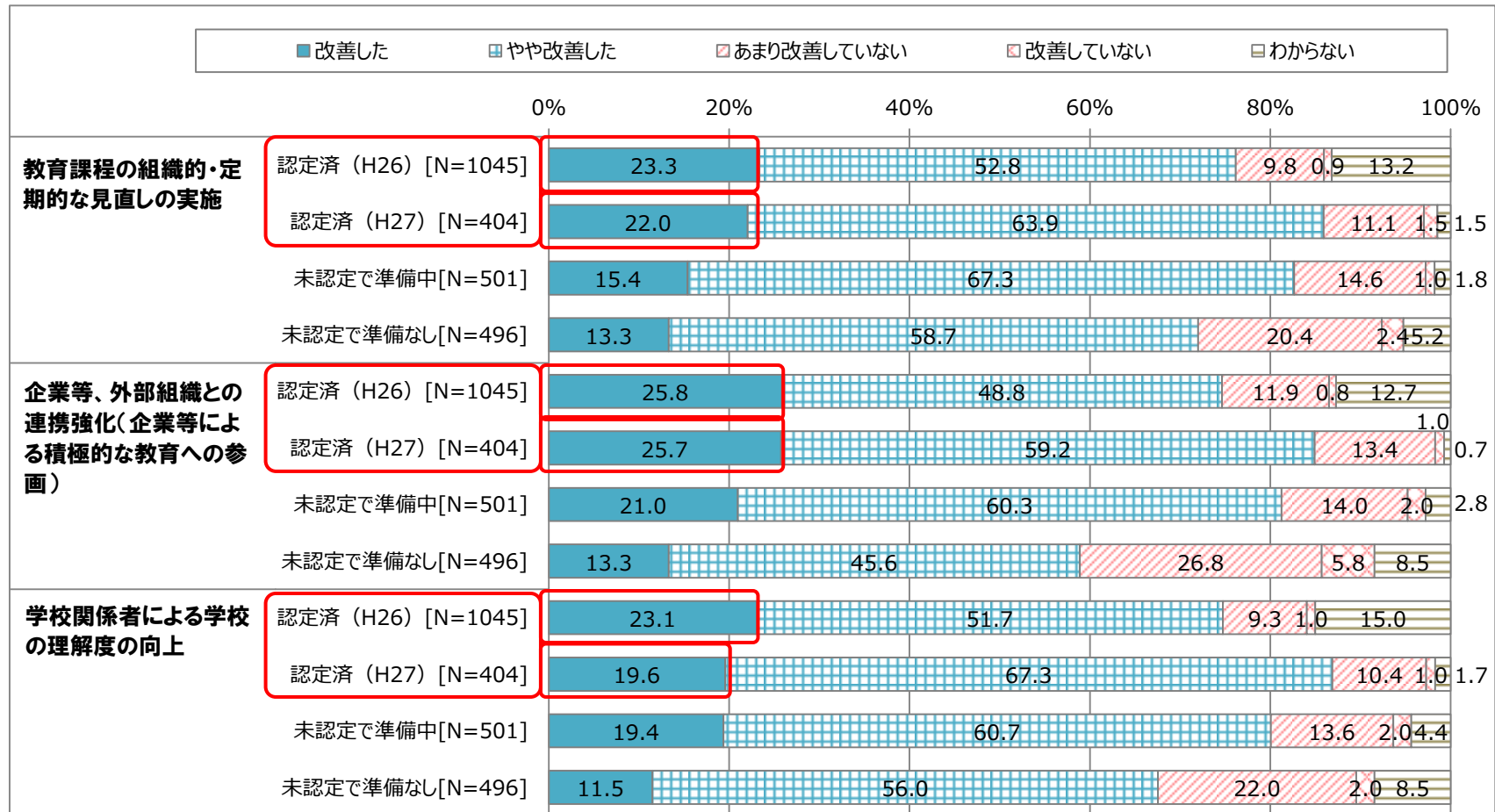
効果その6

教育内容の充実

効果その1 - 学校運営等の組織的な改善 -

■認定を受けている学科ほど、学校運営・教育活動等の**組織的な改善**につながっている。

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）

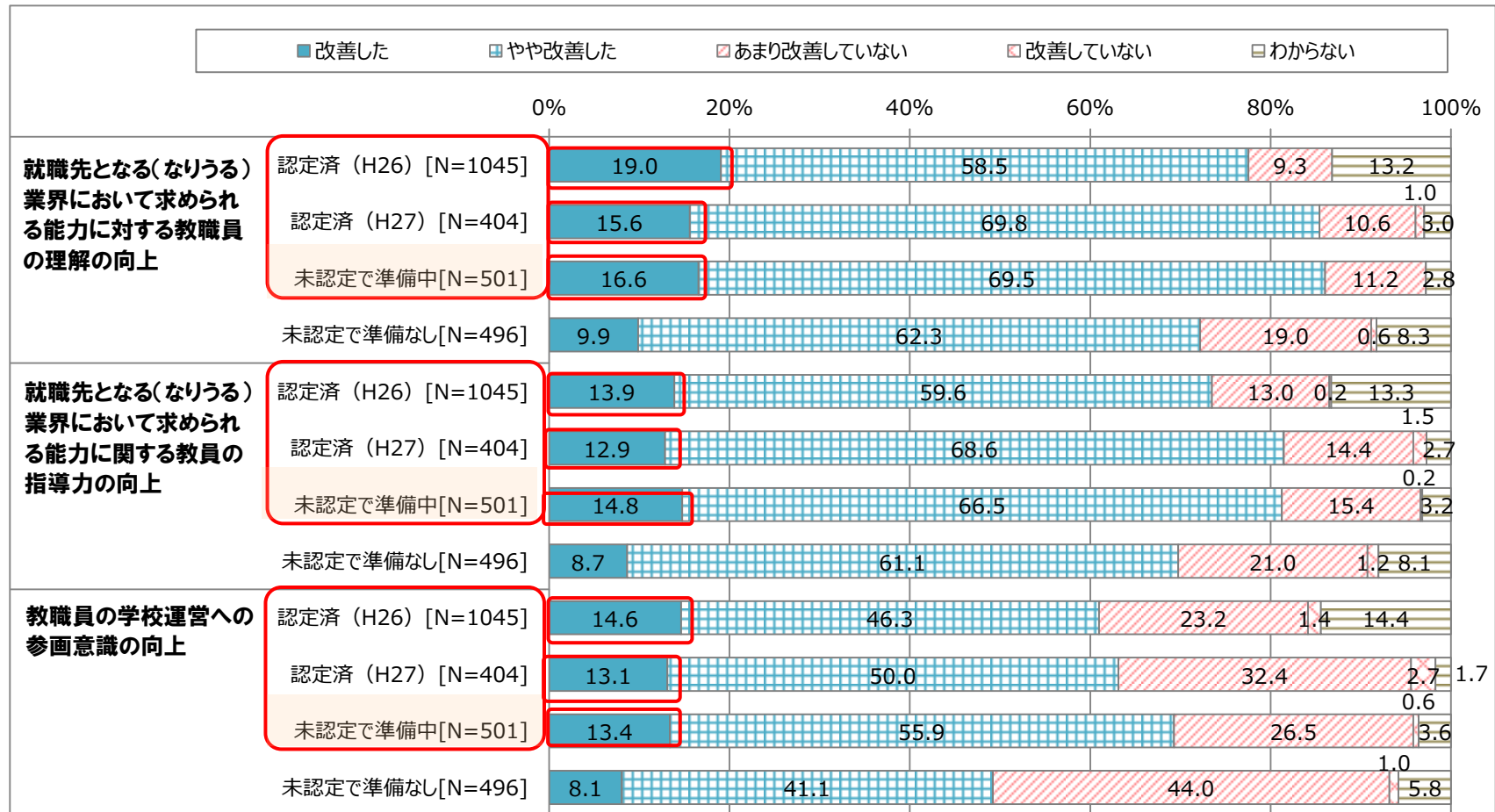


※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

効果その2 - 教職員の意識改革 -

■ 認定に向けた取組自体が、**教職員の意識と指導力向上**につながっている。

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）

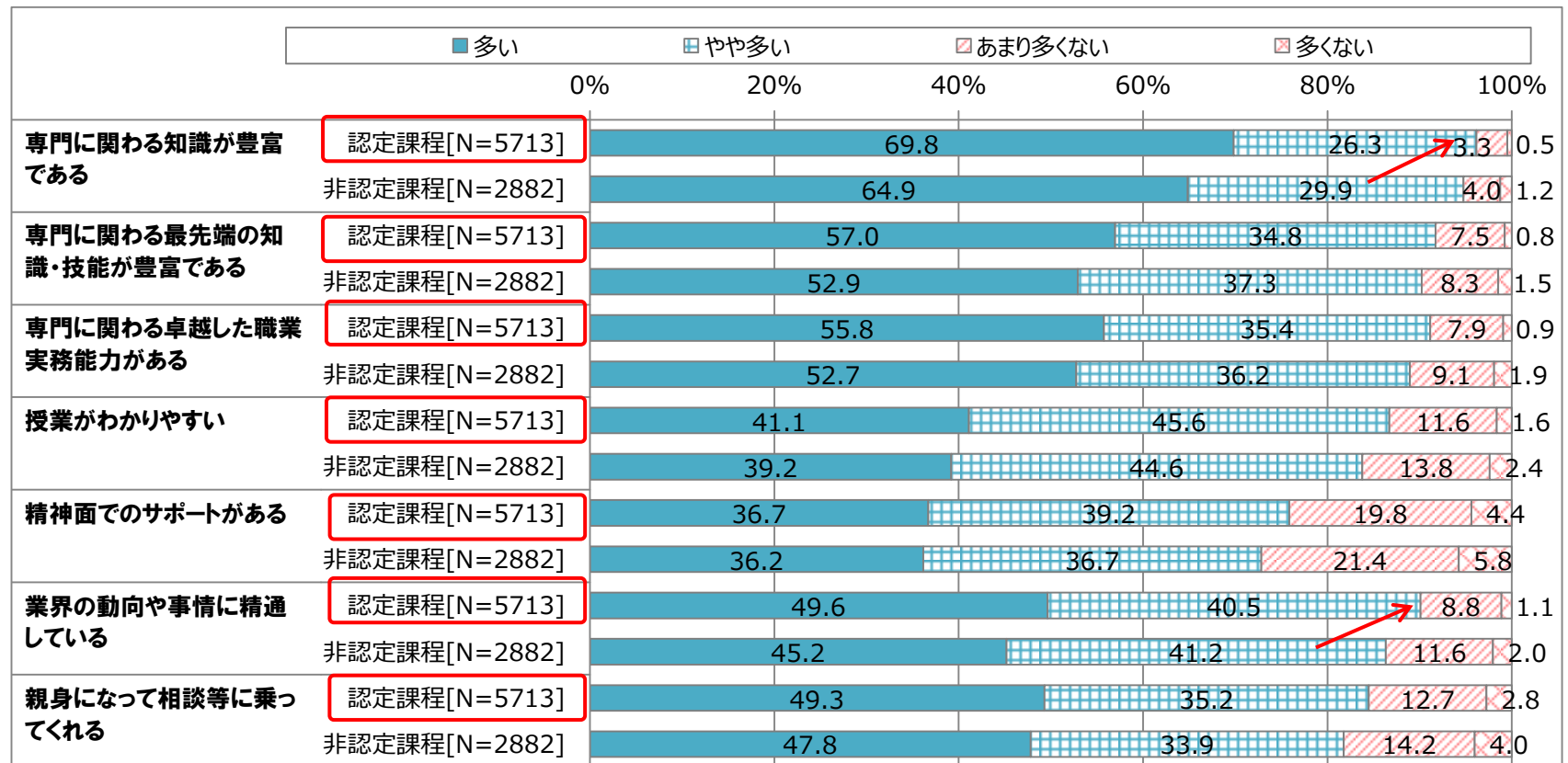


※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

効果その3 – 派遣講師の資質能力 –

■ 認定学科の学生のほうが、当該校に優れた派遣講師が多いと感じている

図表 所属学校での企業等からの派遣講師の割合（認定有無別）
– 学生による教員の評価 –

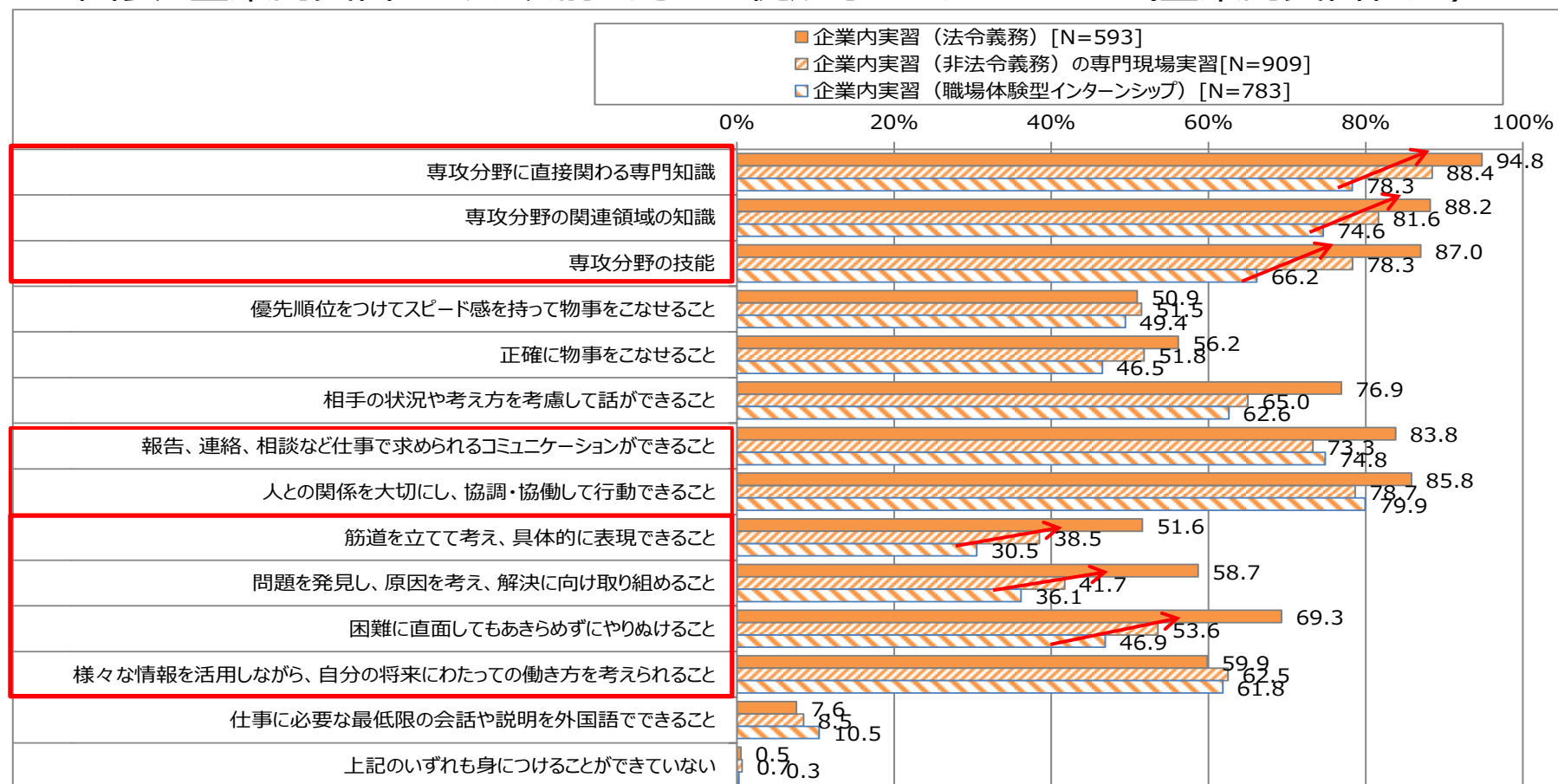


効果その4 - 学生の実践力の向上 -

H27実態アンケート

■ 全般的な傾向として、**企業内実習**により、「**専門性**」と「**コミュニケーション**」関係能力の習得に効果（特に、法令義務の企業内実習）。加えて、「**仕事に対する意識付け**」等にも効果。

図表 企業内実習により、以前に比べ生徒が身につけられたこと（企業内実習種別）

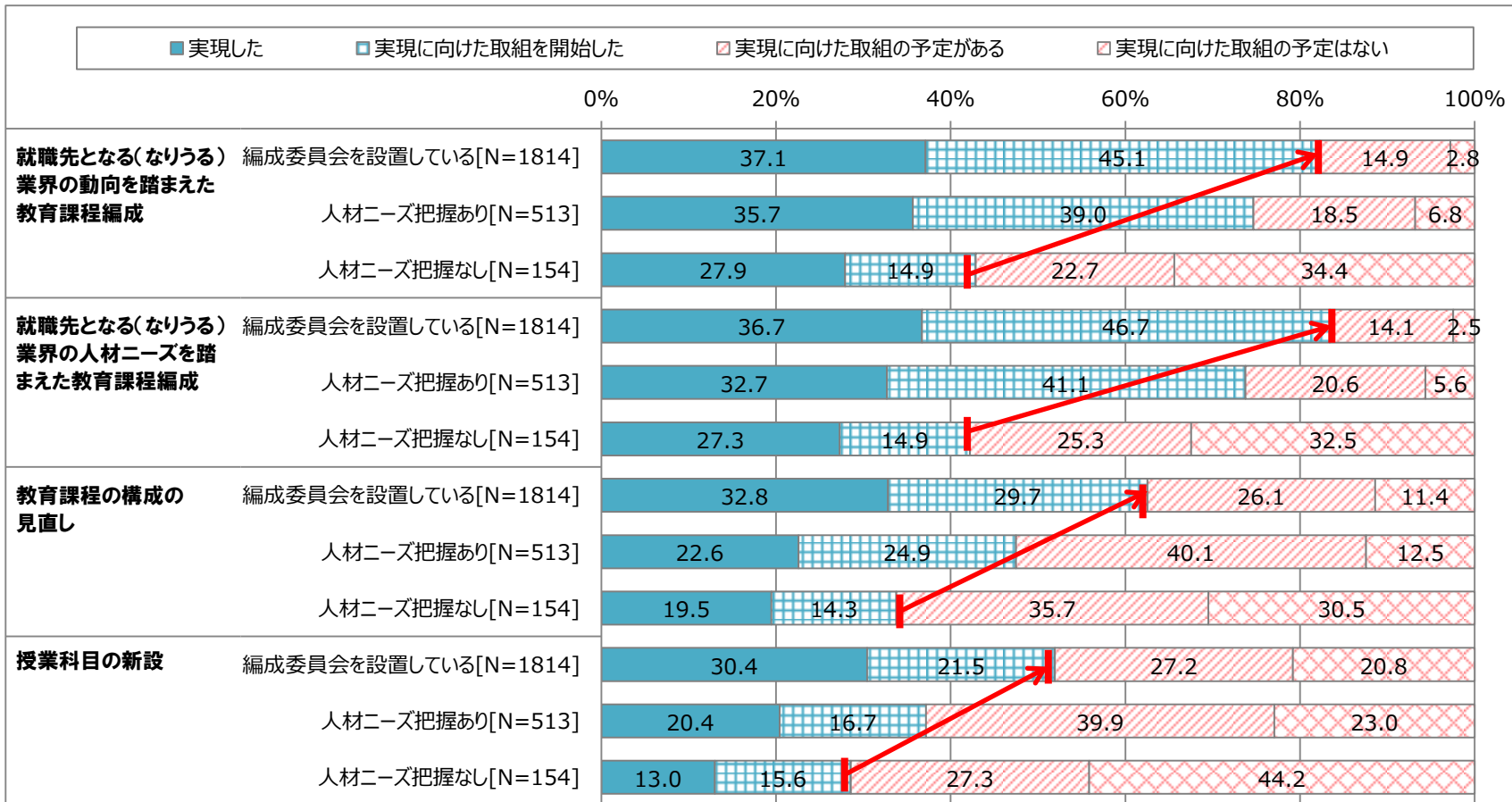


※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

効果その5 - 業界ニーズの反映 -

■ 教育課程編成委員会を設置している学科ほど、**就職先となる業界の動向・ニーズと直結したカリキュラム編成等**が実現。

図表 平成26年4月以降の取組状況（教育課程編成における企業等との連携体制別）



● 編成委員会を設置している
⇒「①認定要件を満たす企業等が参画する教育課程編成委員会等を設置している」

● 人材ニーズ把握あり
⇒「②認定要件を満たさないが、企業等担当者が参画する委員会等を設置している」又は「③委員会は設置していないが、組織として企業の人材ニーズ等を把握している」又は「④委員会は設置していないが、個々の教職員経由で人材ニーズ等を把握している」

● 人材ニーズ把握なし
⇒「①～④の連携を行っていない」

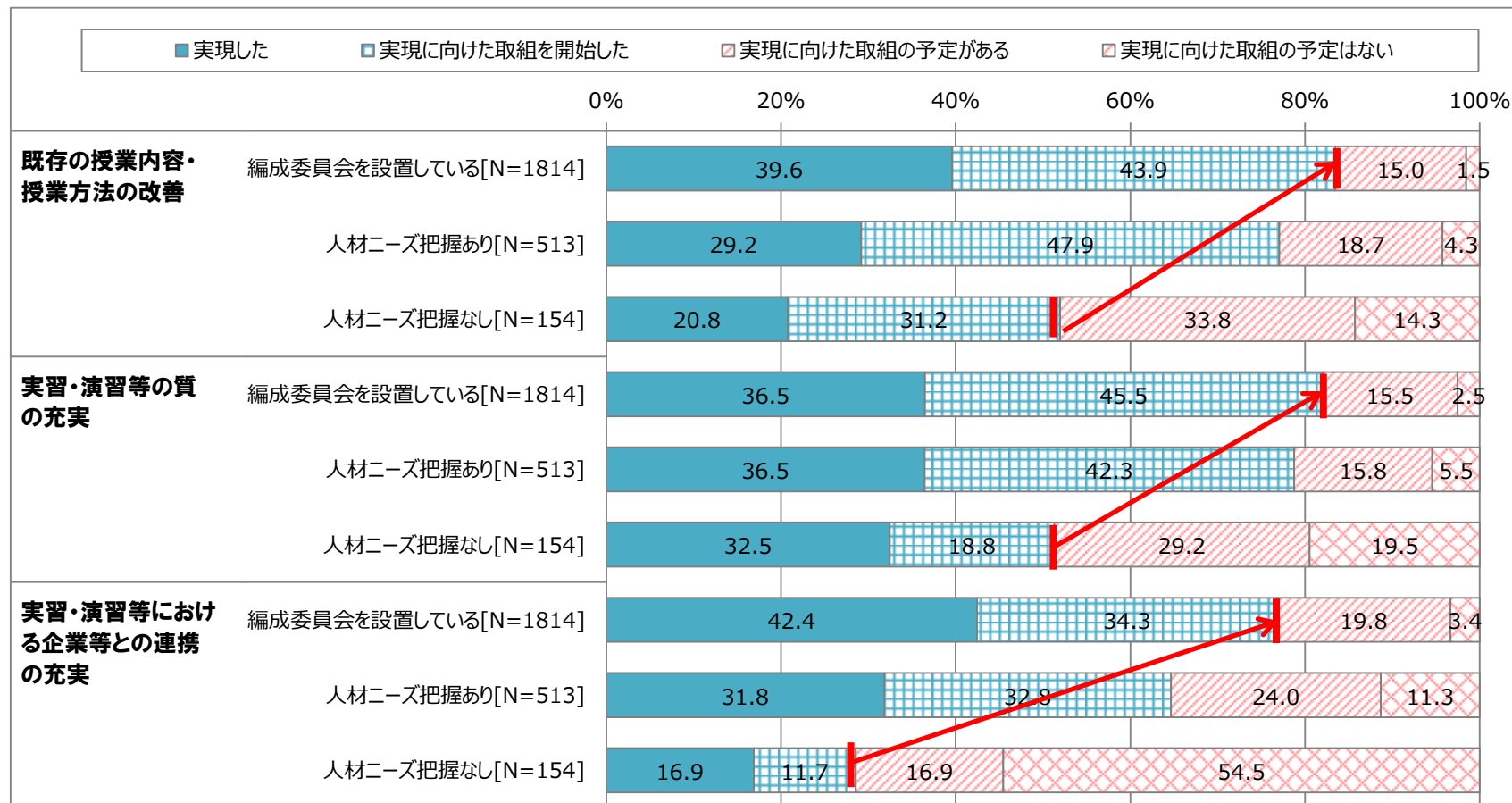
※次頁も同様

効果その6 – 教育内容の充実 –

H27実態アンケート

■ 教育課程編成委員会を設置している学科ほど、**実習・演習等の授業内容について企業との連携や質の充実**につながっている。

図表 平成26年4月以降の取組状況（教育課程編成における企業等との連携体制別）



※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

職業実践専門課程の課題

課題その1

認知度

課題その2

取組の意義等の理解共有

課題その3

「認定後」の取組充実

課題その4

質の向上・実態調査

課題その5

社会人向けの講座開設

課題その6

教員の研修

課題 1 - 認知度 -

■ 「職業実践専門課程」の認知度は一般的に高くなく、特に、専門学校に入学する前においては、**名称のみ知っていた場合を含めても約2割にとどまる。**

図 「職業実践専門課程」の認知状況

(単数選) 【学生調査】

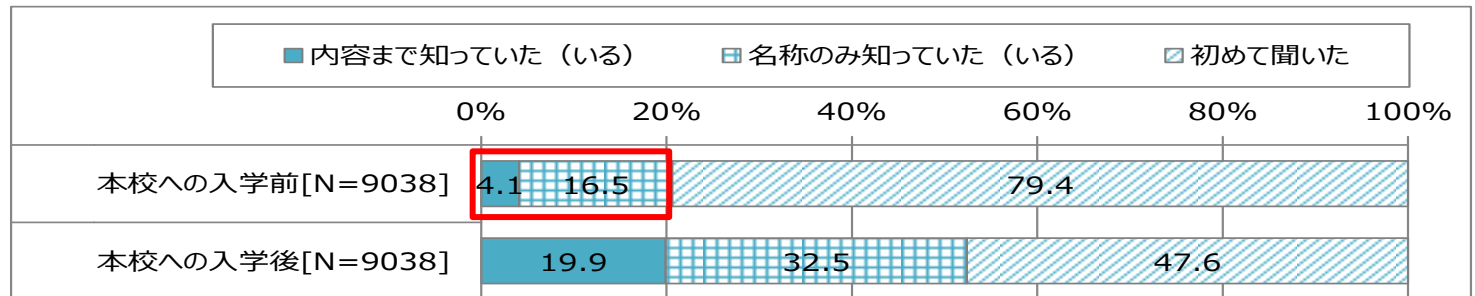
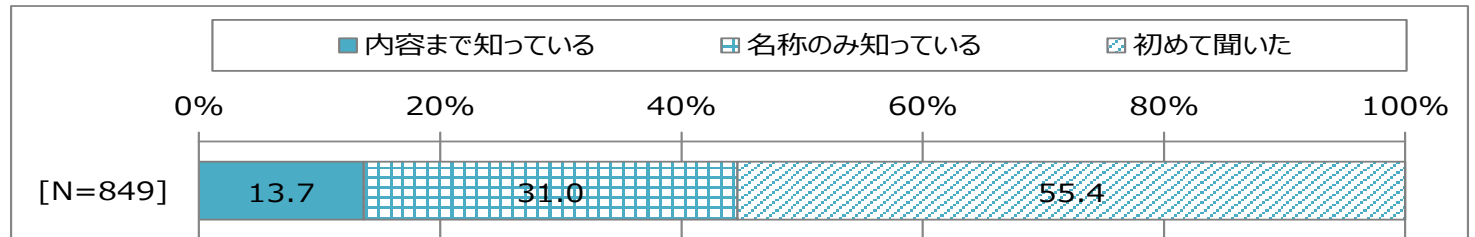


図 「職業実践専門課程」の認知状況

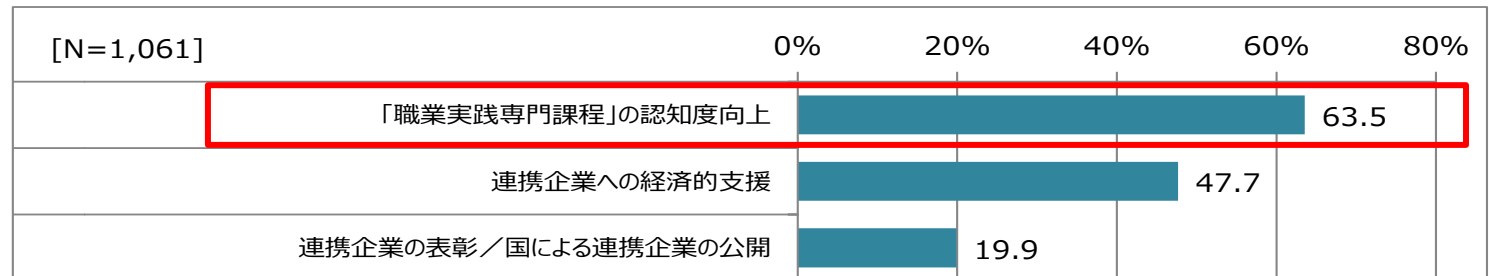
(単数選) 【卒業生調査】



■ 専門学校との連携を図るにあたっての企業による要望は、「職業実践専門課程」の認知度向上が約6割であった。

図 専門学校との連携を図るにあたっての行政等に対する要望

(複数選択) 【連携企業調査】



課題 2 – 取組の意義等の理解共有 –

■ 外部の協力確保と調整等の事務負担を課題と考える学科が多い（特に学校関係者評価委員会の設置・運営にあたり、高等学校の委員の確保を挙げる学科が多い）。

➤ **取組の意義等について関係者の理解共有を図ることが必要**

図表 認定学科における各要件に係る実施上の課題認識

項目	教育課程 編成 委員会等	企業内 実習	企業と連 携した学 内での実 習・演習	教員研修	学校関係 者評価 委員会
協力の得られる企業等の (委員の)確保	18.6%	19.2%	<u>23.7%</u>	19.7%	15.2%
協力の得られる業界団体 の委員の確保	<u>34.1%</u>	-	-	-	<u>26.9%</u>
協力の得られる高等学校 の委員の確保	-	-	-	-	<u>38.9%</u>
日程調整等の事務業務 ／企業等との連絡・調整	<u>30.3%</u>	17.7%	17.1%	16.3%	16.9%

※太字下線は20%以上のもの

※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

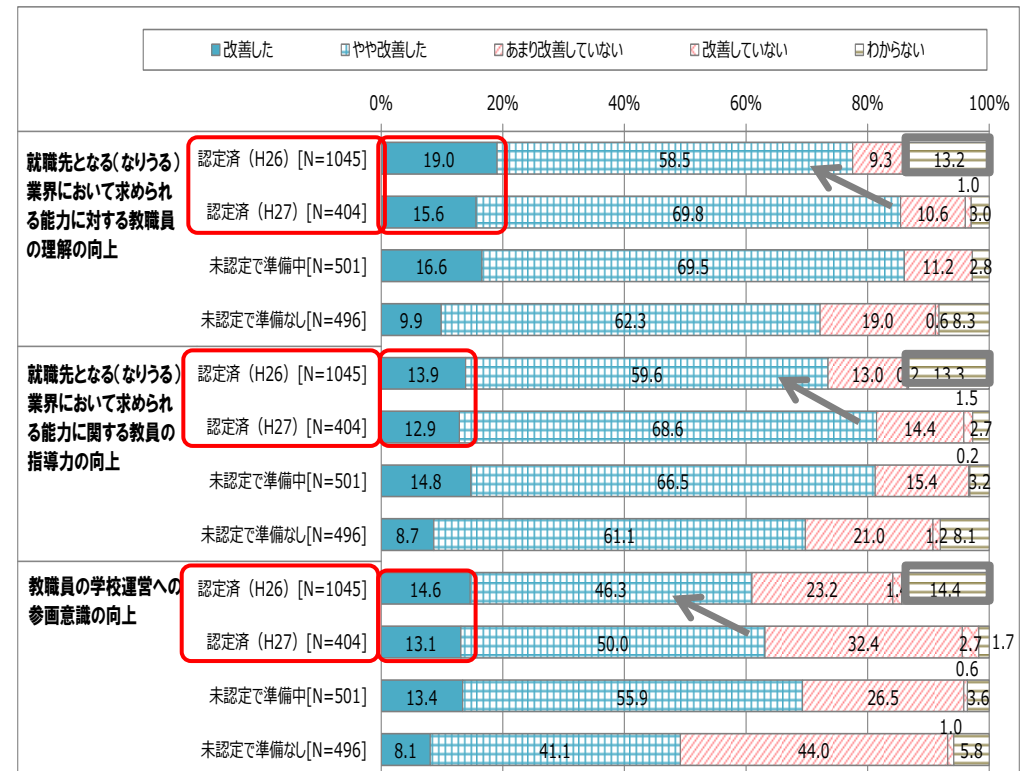
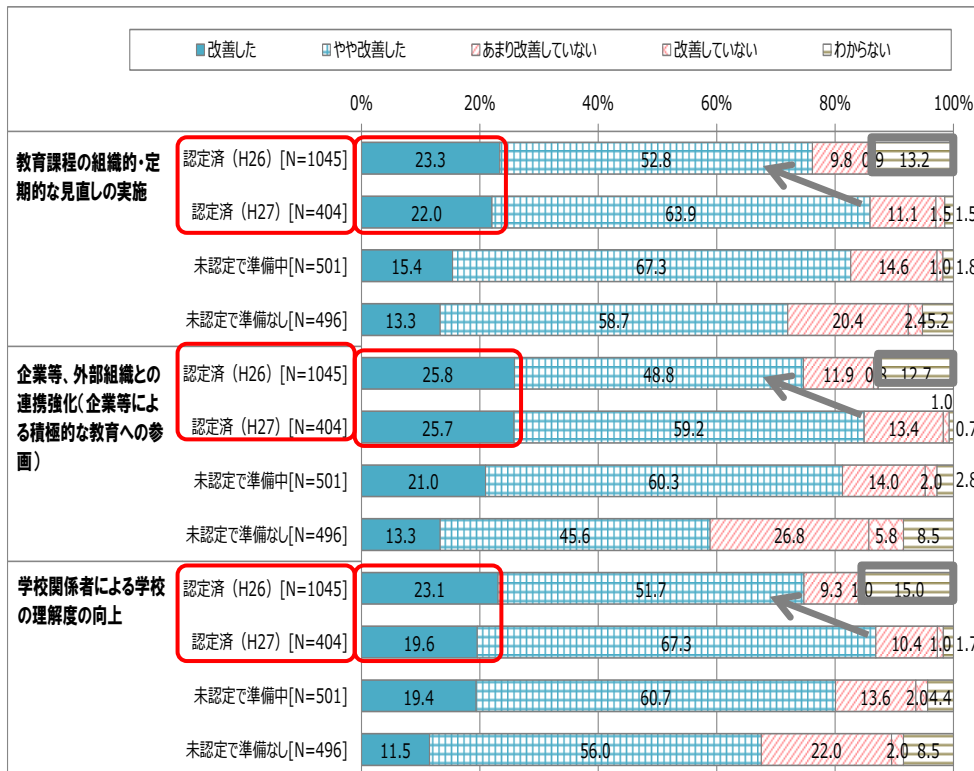
課題3 - 「認定後」の取組充実 -

■認定後年数が経過している学科ほど、効果を積極的に実感する学科割合が多い一方、効果実感は全般的には低い傾向（＝「やや改善した」が少なく、「わからない」が多い）。

➤ 認定後においても、取組・改善を充実させていくことが重要

（「改善した」と回答している学科は、そのような改善を積極的に行っている学科と考えられる）

図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無・時期別）



課題4 - 質の向上・実態把握 -

■ 企業等が考える連携の目的と実際の効果認識の差の大きな項目として、「企業等が求める知識・技能等を身につけられる教育の実現」等が挙げられた。

➤ 取組の質の向上が重要であるとともに、効果確認のためには時間を要することから、継続的な実態把握が必要。

図表 各要件に係る企業が考える連携の目的と実際の効果認識の差

項目	教育課程編成委員会等	企業内実習	企業と連携した学内での実習・演習	教員研修	学校関係者評価委員会
企業等が求める知識・技能等を身につけられる教育／教育課程編成／教員養成／学校運営の実現	37.9%	24.0%	31.1%	21.5%	36.3%
企業等が求める知識・技能等を身につけた卒業生の採用	34.9%	16.8%	25.5%	17.8%	32.3%
連携する専門学校とのネットワーク強化	14.5%	11.3%	12.6%	14.7%	14.6%
他の委員等とのつながり等、社外ネットワークの構築・強化	5.4%	—	—	—	10.5%
連携する専門学校の教育活動への寄与	13.1%	17.9%	13.0%	16.6%	17.3%
業界全体の発展への寄与	34.9%	26.2%	22.6%	28.9%	29.4%
地域社会への貢献	26.8%	21.5%	19.9%	17.8%	25.4%
生徒を指導／講師を経験させること等による自社社員等の育成	—	15.4%	6.7%	9.2%	—
生徒によるアイデアの自社等事業への活用	—	7.3%	7.0%	—	—

※数値は、連携等の目的として「重視している」の回答割合と、その効果について「効果があった」の回答割合の差。太字下線は各要件における上位3項目

※文部科学省平成27年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

課題 5 - 社会人向けの講座開設 -

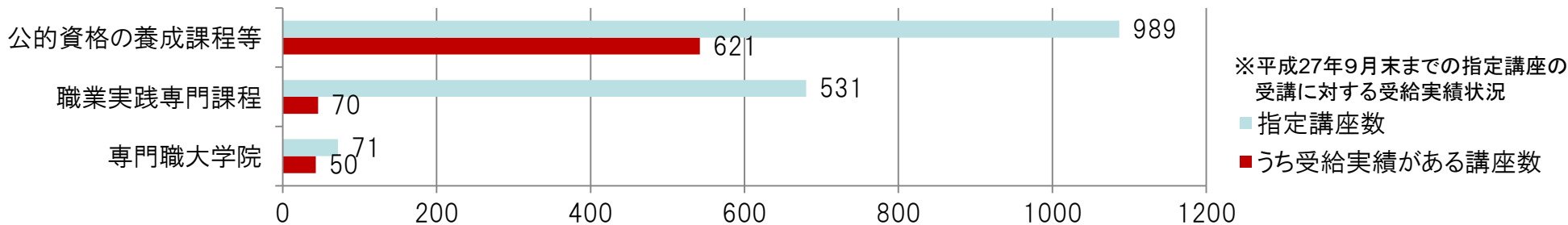
■ 専門実践教育訓練給付金制度における職業実践専門課程の活用状況については、平成27年9月末までの指定講座(531講座)の受講のうち、受給実績は70講座 (13.2%)と低調(平成28年3月末現在)。

なお、平成28年4月1日現在の専門実践教育訓練給付金制度における指定講座は、2,092講座となっている。

- (内訳) ・公的資格の養成課程等 : 1,230講座
- ・職業実践専門課程 : 760講座
- ・専門職大学院 : 79講座
- ・職業実践力育成プログラム : 23講座

➤ 夜間課程や土日課程の開設等の促進など、社会人（在職中の労働者）が受講しやすい工夫をすることが効果的と考えられる。

専門実践教育訓練給付金制度における受給状況（平成28年3月末時点）

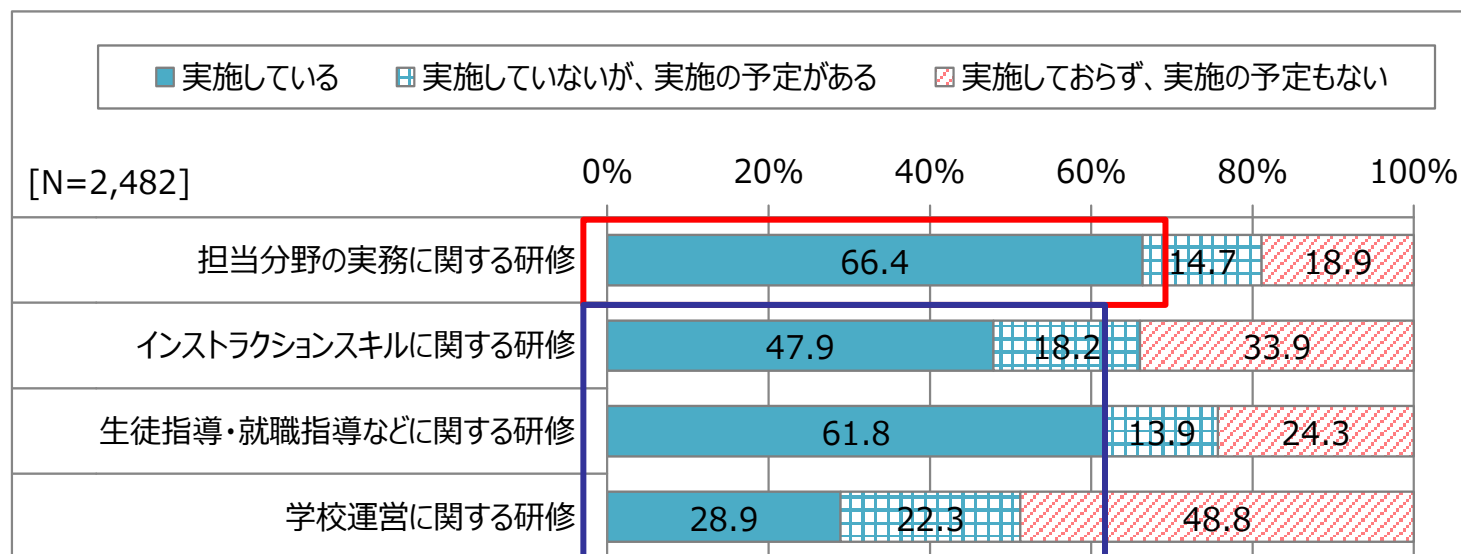


	指定講座数						
		うち昼間課程		うち夜間課程		うち土日課程	
		うち受給実績がある講座数(割合)	うち受給実績がある講座数(割合)	うち受給実績がある講座数(割合)	うち受給実績がある講座数(割合)		
公的資格の養成課程等	989	835	488 (58.4%)	118	108 (91.5%)	10	8 (80.0%)
職業実践専門課程	531	526	66 (12.5%)	5	4 (80.0%)	0	0 (0%)
専門職大学院	71	42	22(52.4%)	28	27 (96.4%)	42	38 (90.5%)
計	1,591	1,403	576 (41.1%)	151	139(92.1%)	52	46 (88.5%)

課題 6 – 教員の研修 –

- 教員に対する企業等と連携した研修の実施状況は、「実施している」に着目すると、「**担当分野の実務に関する研修**」に比べて、**指導力等に関する研修の割合が全般的に低い**。
- **指導力等に関する研修の充実が必要**。

図表 教員に対する企業等と連携した研修の実施状況（各単数選択）

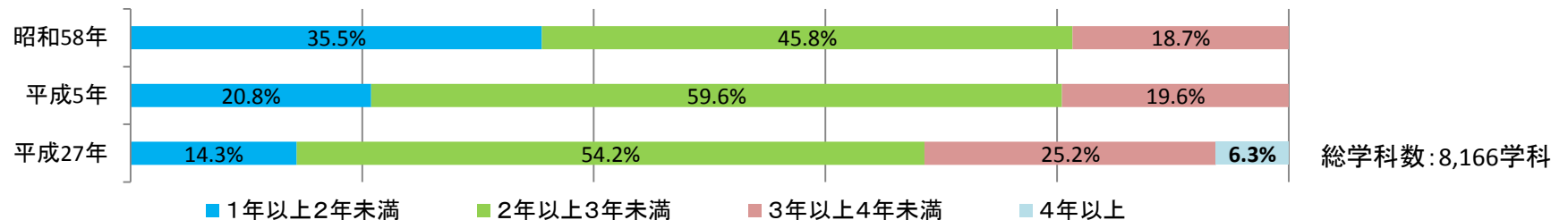


専門学校の修業年限別学科数の推移

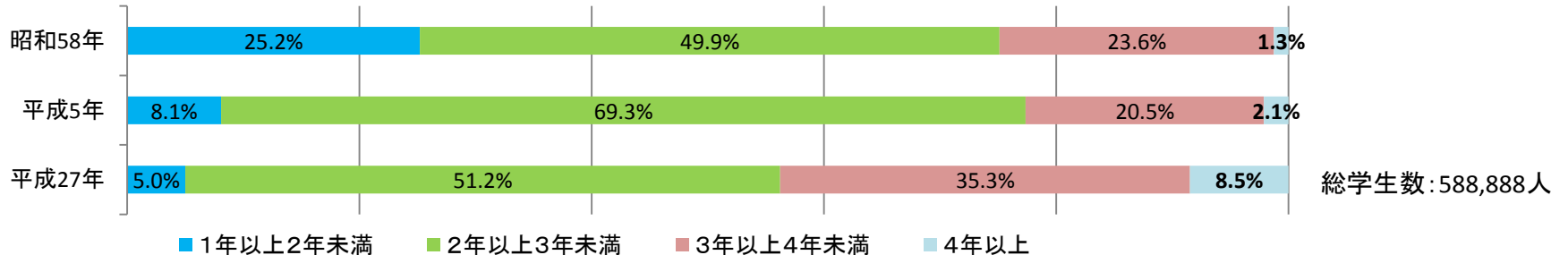
○社会が要求する知識、技術等の高度化に対応するために、**修業年限が長期化**する傾向。他方、1年以上2年未満の課程も約15%存在。

修業年限	学科数	学生数(人)
1年以上2年未満	1, 175 (14. 3%)	29, 536 (5. 0%)
2年以上3年未満	4, 444 (54. 2%)	301, 149 (51. 2%)
3年以上4年未満	2, 065 (25. 2%)	207, 606 (35. 3%)
4年以上	514 (6. 3%)	49, 892 (8. 5%)

【専門学校の修業年限別学科数】



【専門学校の修業年限別学生数】



2. 専修学校教育の質保証・向上について(質保証・向上)

【論点5】 職業実践専門課程制度のあり方

【論点6】 職業実践専門課程を基軸とした質の保証・向上の振興策

【論点7】 専修学校事務体制の充実支援策

専修学校における学校評価・情報公開 (H26→H27調査結果)

上段

下段

専修学校における学校評価

自己評価

【各学校の教職員が自らの学校の状況について行う評価】

《実施率》
69.8%
→76.9%

義務

《公表率》
35.6%
→53.2%

義務

学校関係者評価

【学校が選任する学校関係者により自己評価の結果等を評価】

《実施率》
36.3%
→44.7%

《公表率》
23.1%
→35.9%

専修学校における情報公開

情報公開

【学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報の積極提供】

《実施率》
32.1%
→52.2%

義務

※ 平成26年5月1日、平成27年5月1日現在の数値

※ 出典: 私立高等学校等実態調査

第三者評価

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」事業 採択一覧(平成27年6月2日採択)

No.	事業名	実施機関
1	ファッション分野における職業実践専門課程の質保証の評価を推進する事業	学校法人文化学園 文化服装学院
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園 情報科学専門学校
3	ゲーム・CG分野職業実践専門課程における教員養成と第三者評価の構築	学校法人中央情報学園 早稲田文理専門学校
4	職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築	学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド ビューティ専門学校
5	介護福祉士に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
6	理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校
7	自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校 協会
8	柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業 に取組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的 システムのご概念設計	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
9	職業実践専門課程の調理師養成分野における質保証・向上を推進するための第三者 評価システムの構築と評価モデル開発	公益社団法人 全国調理師養成施設協会
10	動物系職業実践専門課程における評価者の養成と第三者評価基準の構築	一般社団法人 全国動物専門学校協会
11	職業実践専門課程の観光分野に係る第三者評価システムの構築	学校法人日本ホテル学院 専門学校日本ホテルスクール

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（1）

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」において、第三者評価に関しては、以下の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を踏まえて実施する。

その際、各コンソーシアムの枠組を生かしながら、産業界等が参画する評価体制の下で、それぞれの取組状況を適宜確認・評価することで、より効果的・効率的な取組とすることが求められる。

第三者評価は、質保証・向上のための「手段」であることに留意する。

資格取得や進路状況等については、各分野において、分野共通の数値目標を設定する必要は必ずしもないが、各認定課程が、独自に数値目標を設定することは奨励される。

（Ⅰ）自己目標の設定

- 認定課程ごとに、学生の学修成果を中心とした目的・目標を社会との接続の観点を含めて具体的に設定する。目的・目標は、職業実践的な教育に適したものとする。
- 目標として設定する指標は、ある程度分野共通的なものとなることを意識した上で、個別の分野に即した具体的な指標を設定する。
（指標の項目例：資格取得、就職状況、離職率、企業等からの評価 等）
- 設定された目標の水準は、各分野の中で比較できるような枠組み（資格制度、職業能力評価基準等）と関連付けることが期待される。
（さらには、分野間等で相互に比較できるような資格枠組みの将来的な構築も視野に。）

目標の設定において、当該分野において、既存の枠組みがある場合はそれを活用する（例：IT分野における「i コンピテンシ デクシヨナリ(iCD)」）。

参照に適した既存の枠組みがない場合には、日本技術者教育認定機構(JABEE)による認定基準(基準1：学習・教育到達目標の設定と公開)等を参考に、分野の特性を踏まえた共通目標を設定する。

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（２）

（Ⅱ）第三者評価の実施

職業実践専門課程としての要件を満たしつつ、学校が設定した目的・目標を達成できているか（目的・目標の適切性に関する評価も含む）について、社会との接続の観点を含めて評価を行う。

【評価の手法】

評価委員の構成は5名程度（有識者／専門学校関係者／業界関係者等）とする。

評価委員構成の工夫や、評価に係る評価委員（評価主体）の質の向上方策も含め、評価体制の充実の在り方について検証を進める。

【評価の観点】

（１）設置基準等

専修学校設置基準等に適合していることを認定。

- ・ 教員資格、教員数
- ・ 授業時数
- ・ 校地校舎の面積、設備 等

（２）職業実践専門課程認定要件

職業実践専門課程の各認定要件に適合していることを認定。

- ・ 教育課程編成委員会等の委員構成、開催回数、教育課程の編成内容
- ・ 企業等と連携した実習・演習等の実施
- ・ 企業等と連携した組織的な教員研修の実施
- ・ 企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
- ・ ホームページにおける情報提供

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（3）

（Ⅱ）第三者評価の実施

（3）学修成果等

認定課程が目的・目標に設定している学修成果等が達成できているかどうかを評価。

- ・職業実践専門課程認定要件に係る教育内容等

職業実践専門課程の各認定要件に係る学校の教育内容等（教員組織、教育課程、施設及び設備等）が、目的・目標達成のために適切に機能しているか。

- ・上記以外の教育内容等

教育課程や教育施設・設備等が目的・目標達成のために適切なものか。 等

当該分野共通の目標を達成するために必要な内容を、分野共通の評価項目として具体的に設定する。

（4）内部質保証

機関内部の質保証の取組や手続きを整備し、それが機能しているかを評価。

内部質保証に係る第三者評価としては、自己評価及び学校関係者評価が適切に機能しているかの評価を行うことを志向しつつ、そのことと併せて、自己評価及び学校関係者評価による個別項目に係る評価について、それらの評価（評価項目・評価手法・根拠資料の活用方法等の在り方を含む）の充実に向けた指導的な役割も期待されていることに留意する。

※ 目的・目標の設定とそれらの達成状況等についての評価は、認定課程とともに、学校全体を見据えたものについても行うよう努めるものとする。

※ 機関別評価及び分野別評価の組み合わせも含めた第三者による質保証の将来的な進め方については、本事業による第三者評価の実施状況等を踏まえて検討するものとする。

2. 専修学校教育の質保証・向上について(質保証・向上)

【論点5】 職業実践専門課程制度のあり方

【論点6】 職業実践専門課程を基軸とした質の保証・向上の振興策

【論点7】 専修学校事務体制の充実支援策

専修学校の学校規模別学校数

専修学校の規模は、200人以下の規模が約7割を占め、他の学校種と比べ小規模な学校が多い。

(学校数)

		計	200人以下	201～400人	401～600人	601～1,000人	1,001人以上
専修学校	国立	9	9	—	—	—	—
	公立	193	162	29	2	—	—
	私立	2,999	1,930	662	226	133	48
	計	3,201	2,101	691	228	133	48
	割合	100.0%	65.6%	21.6%	7.1%	4.2%	1.5%

(課程数)

		計	200人以下	201～400人	401～600人	601～1,000人	1,001人以上
高等学校	国立	15	1	4	4	4	2
	公立	4,061	833	516	791	1,610	311
	私立	1,346	114	191	227	434	380
	計	5,422	948	711	1,022	2,048	693
	割合	100.0%	17.5%	13.1%	18.8%	37.8%	12.8%

(学校数)

		計	200人以下	201～400人	401～600人	601～1,000人	1,001人以上
短期大学	国立	—	—	—	—	—	—
	公立	18	4	5	7	2	—
	私立	328	74	139	65	41	9
	計	346	78	144	72	43	9
	割合	100.0%	22.5%	41.6%	20.8%	12.4%	2.6%

(学校数)

		計	100人以下	101～500人	501～1,000人	1,001～5,000人	5,001～10,000人	10,001人以上
大学	国立	86	—	2	3	31	29	21
	公立	89	5	16	14	49	5	—
	私立	604	13	91	112	278	68	42
	計	779	18	109	129	358	102	63
	割合	100.0%	2.3%	14.0%	16.6%	46.0%	13.1%	8.1%

(出典)平成27年度学校基本統計

(注) 高等学校については、全日制・定時制の生徒数
短期大学・大学については、本科のほかに専攻科・別科等も含めた学生数
ただし、通信による教育を受ける学生は除いている。

3. 学びのセーフティネットの保障について(学習環境)

【論点8】 修学支援策

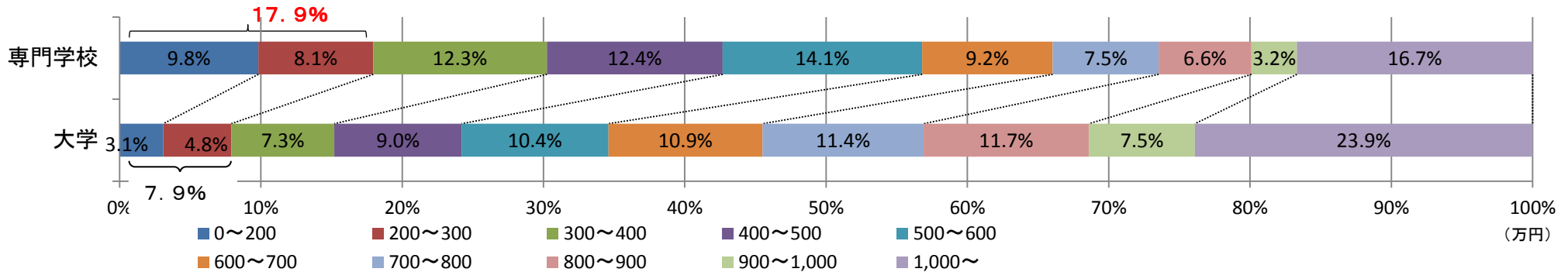
【論点9】 専修学校の教育基盤整備支援策

【論点10】 障害者差別解消法等に基づく推進策

専門学校生の経済的状况

専門学校生と大学生における家庭の年間収入別 生徒・学生数の割合

家庭の年間収入が300万円以下の割合をみると、専門学校生が17.9%、大学生7.9% ⇒ 専門学校生の割合の方が高い。



専修学校(専門課程)の生徒と大学の学生の収入状况

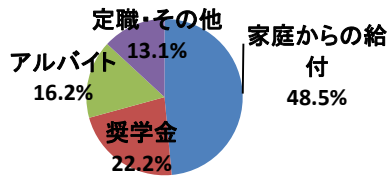
出典: 平成25年度「専修学校における生徒・学生支援等に関する基礎調査」
平成24年度「学生生活調査」
(日本学生支援機構) 等

[私立専修学校(専門課程)の生徒と私立大学の学生の収入の構成割合]

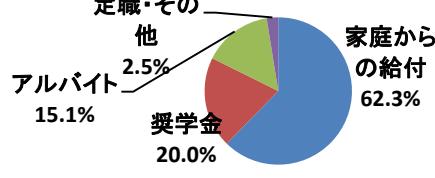
○私立専修学校(専門課程)の生徒の収入総額に占める家庭からの給付額の割合は48.5%。定職・その他の割合は13.1%を占める。

○私立大学生の収入総額に占める家庭からの給付額の割合は62.3%。

【私立専修学校(専門課程)】



【私立大学】



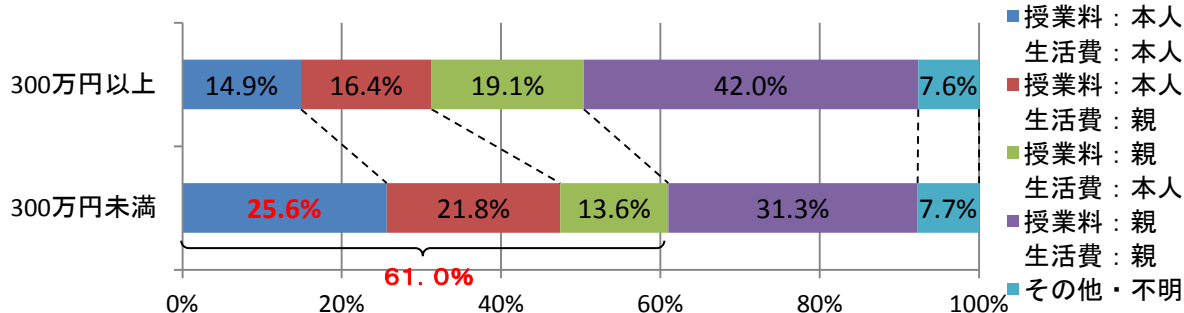
※「定職・その他」には、貯蓄等を取り崩した金額、臨時収入、借入金が含まれる。

専修学校生における中退者の状况

経済的理由により、専修学校を中途退学した者は、中退者全体の約1割(約10%~12%で推移)

(出典: 文部科学省調べ)

専門学校生の授業料及び生活費の負担状况



家庭の年間収入が300万円未満の専門学校生の4人に1人(25.6%)が授業料も生活費も生徒本人が負担している。
また、授業料又は生活費のいずれかを本人が負担している割合も含めると、6割(61%)を占める。

(出典: 平成26年度「専修学校生の学生生活等に関する調査研究」)

平成26年度の授業料等の学生納付金の状況について

学校種	授業料	入学料	施設整備費	合計額
〈大学〉				
国立	535,800円	282,000円	—	817,800円
公立	537,857円	231,133円 _(地域内) 397,721円 _(地域外)	—	768,990円 _(地域内) 935,578円 _(地域外)
私立	864,384円	261,089円	186,171円	1,311,644円
〈短期大学〉				
公立	388,013円	133,775円 _(地域内) 217,588円 _(地域外)	—	521,788円 _(地域内) 605,601円 _(地域外)
私立	693,495円	245,783円	173,825円	1,113,103円
〈専門学校〉				
国立	166,800円	70,000円	—	236,800円
公立	178,501円	44,329円	156,110円	378,939円
私立	613,374円	166,540円	329,228円	1,109,142円

※大学の納付金について、国立は「国立大学等の授業料その他費用に関する省令」で定める大学学部の納付金の標準額、公立は大学学部屋間部の平均額、私立は学部の納付金の平均額。

※公立の入学料の(地域内)(地域外)の判断は各大学が行っているが、おおよそ入学者が当該大学を設置する地方自治体の域内に住所を有するか否かを指す。

※公立短期大学の納付金については屋間部の納付金の平均額。

※専門学校の納付金について、国立は国立大学附属専門学校(平成25年度:3校)、公立は屋間部、私立は屋間部の納付金の平均額。

(文部科学省調べ)

※専門学校の施設整備費には、実習費・その他を含む。 ※計数は端数処理により、合計額において一致しない場合がある。

専門学校における中途退学者の状況について

経済的理由により、専修学校を中途退学した者は、中退者全体の約10%から12%で推移

[単位:人]

区分	平成23年度末						平成24年度末						平成25年度末					
	(専 門 立 課程)	(専 門 立 課程)	(一 般 立 課程)	(一 般 立 課程)	合計	割合 (%)	(専 門 立 課程)	(専 門 立 課程)	(一 般 立 課程)	(一 般 立 課程)	合計	割合 (%)	(専 門 立 課程)	(専 門 立 課程)	(一 般 立 課程)	(一 般 立 課程)	合計	割合 (%)
学業不振	173	5,552	0	18	5,743	19.2	131	5,696	0	14	5,841	19.1	135	5,670	0	23	5,828	18.9
学校生活不適応	145	3,565	0	49	3,759	12.6	111	3,747	1	50	3,909	12.8	98	4,051	0	60	4,209	13.7
進路変更(合計)	357	10,030	1	176	10,564	35.2	453	10,645	3	113	11,214	36.7	420	11,247	4	124	11,795	38.3
(a)就職	106	3,919	1	23	4,049	(13.5)	135	4,402	0	17	4,554	(14.9)	120	4,866	4	24	5,014	(16.3)
(b)転学	44	1,613	0	14	1,671	(5.6)	47	1,791	0	25	1,863	(6.1)	46	1,700	0	38	1,784	(5.8)
(c)その他	207	4,498	0	139	4,844	(16.2)	271	4,452	3	71	4,797	(15.7)	254	4,681	0	62	4,997	(16.2)
病気・けが・死亡	104	3,308	1	42	3,455	11.5	98	3,443	0	36	3,577	11.7	107	3,197	0	37	3,341	10.9
経済的理由	23	3,421	0	24	3,468	11.6	35	3,273	0	27	3,335	11.0	27	3,137	1	32	3,197	10.4
海外留学	0	85	0	1	86	0.3	1	70	0	1	72	0.3	1	57	0	1	59	0.2
その他	89	2,858	0	32	2,979	10.0	66	2,553	1	25	2,645	8.7	69	2,346	0	26	2,441	8.0
合計	891	28,819	2	342	30,054	100	895	29,427	5	266	30,593	100	857	29,705	5	303	30,870	100

*各年年度末の状況について記載している。

*割合は、小数点第2位切り上げ。そのため、各項目の割合の合計が100とにならない場合がある。

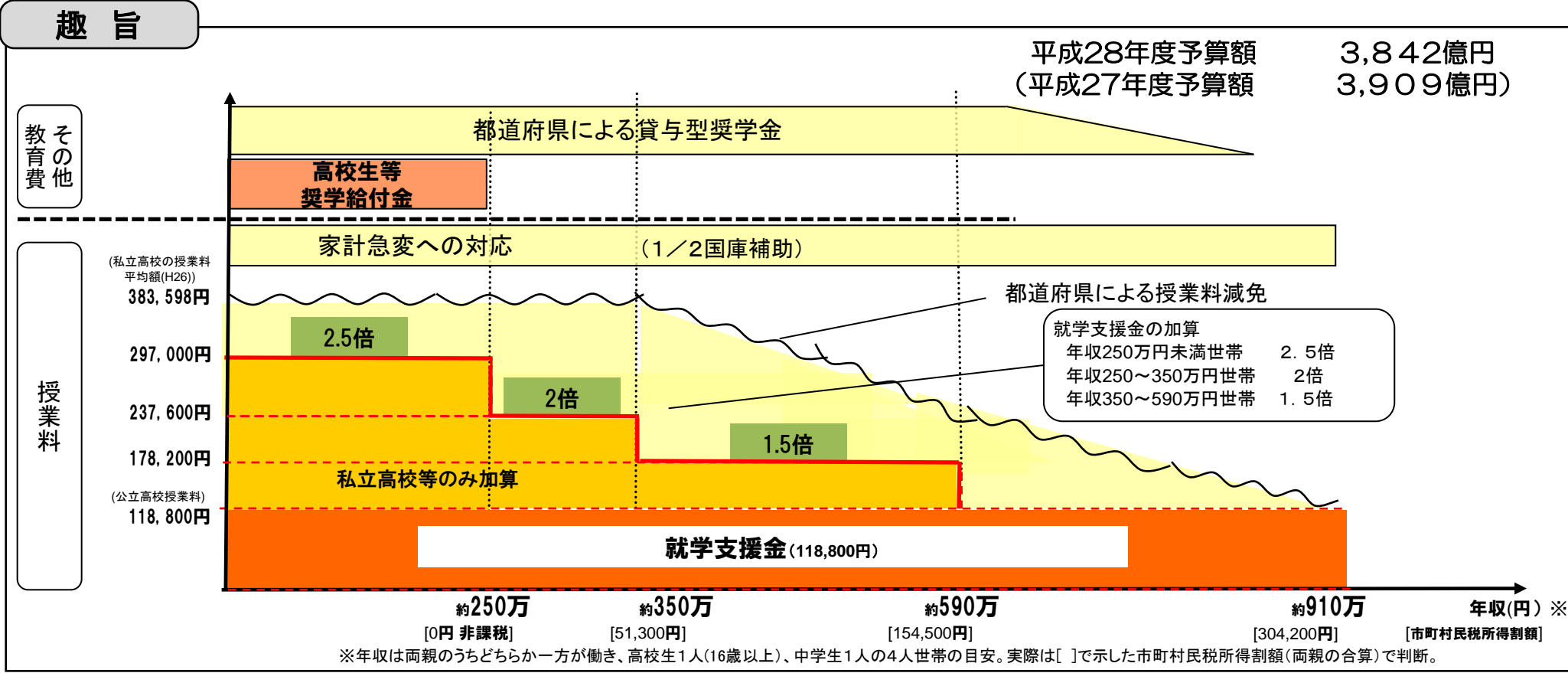
専修学校教育振興室調べ(専修学校の生徒納付金等に関する調査 等)

学生等への経済的支援に関する国の施策について

種 別	1条校	専修学校
後期中等教育	《私立高等学校》 【高等学校等就学支援金】 (支給対象者:272万人(※高等専修学校も含む)(H28予算)) →年額118,800円を支給(保護者等の年収上限910万円程度) →私立の在学生は、所得に応じ、支給額を1.5~2.5倍した額を上限として支給 【高校生等奨学給付金】 (支給対象者:47.8万人(※高等専修学校も含む)(H28予算)) →各都道府県が実施する高校生奨学給付金事業(非課税世帯対象)を支援 →授業料以外の教育負担軽減 (国補助率1/3)	《私立高等専修学校》 ※同左
	【授業料減免】 →普通交付税措置 (「私立高等学校の生徒の数」を測定単位として、高等学校(全日制)生徒1人あたり276,100円を単価として積算される私立学校経常費補助に授業料軽減分 12,800円が含まれる)	→特別交付税措置 (「私立高等専修学校の授業料減免補助に要する経費がある都道府県に対し、当該経費の1/2又は生徒数×12,800円のいずれか少ない額により積算)
	《私立大学》 【日本学生支援機構(大学等奨学金事業)】 (無利子)47万4千人(※専修学校も含む)(H28予算額:3,222億円) (有利子)84万4千人(※専修学校も含む)(H28予算額:7,686億円)	《私立専門学校》 ※同左 (無利子)約5.5万人(H26実績) →[参考]1人当たり平均月額5.2万円(H25実績) (有利子)約16万4千人(H26実績) →[参考]1人当たり平均月額8.1万円(H25実績)
高等教育段階 【授業料減免】 →国の助成措置(私立大学等経常費補助金の枠組み) 対象者:4.5万人(H28予算額:86億円)	※国の助成措置はない (被災児童生徒修学支援等事業(専門課程は国2/3)を除く) [参考] 「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」(H28予算額:3億円)	

高校生等への修学支援について①

○ 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。



高等学校等就学支援金等

平成28年度予算額 3,680億円 (平成27年度予算額 3,805億円)

◆ 平成26年度から学年進行により所得制限を導入した新制度に移行。(平成28年度は定時制・通信制の4年生のみ旧制度)

◆ 新制度の移行に伴う支給対象者の増減などを反映。

旧制度(不徴収交付金・就学支援金)	▲1,312億円	(▲117万人)
新制度(就学支援金)	+1,176億円	(+88万人)
所得制限等に伴う事務費交付金の増	+10億円	

※1 年収約910万円(市町村民税所得割額304,200円)以上の世帯の生徒等については、所得制限を設定。

※2 年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。

高校生等への修学支援について②

高校生等奨学給付金

平成28年度予算額 131億円（平成27年度予算額 79億円）

学年進行で着実に事業を実施するとともに、非課税世帯の給付額の増額を行うことにより、低所得世帯や多子世帯の教育費負担の軽減を図る。（補助率 1/3）

〈充実内容〉

①着実な事業の実施【32億円増】

学年進行（1～2年次⇒1～3年次）

	26年度	27年度	28年度
3年次	3年次	3年次	3年次
2年次	2年次	2年次	2年次
1年次	1年次	1年次	1年次
	15.7万人 （実績）	34万人 （見込）	47.8万人 （見込）

②給付額の増額【20億円増】

◎非課税世帯（第1子）における給付額の増額

世帯区分	給付額（年額）
生活保護世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円 私立 52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立 37,400円 → 59,500円 私立 39,800円 → 67,200円
〃 （第2子以降）	国公立 129,700円 私立 138,000円
通信制	国公立 36,500円 私立 38,100円

◎多子世帯の更なる経済的負担の軽減（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

（例）私立学校に通う高校生が2人いる世帯

	平成27年度	平成28年度	増減
世帯合計	177,800円	205,200円	+27,400円
兄（第1子）	39,800円	67,200円	+27,400円
弟（第2子以降）	138,000円	138,000円	±0円

その他の高校生等への支援

平成28年度予算額 27億円（平成27年度予算額 19億円）

(1) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金に相当する額を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する（補助率 10/10）。

(2) 家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯の生徒に対し、国や都道府県が緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を実施する（補助率 10/10、1/2）。

等

私立専修学校高等課程の授業料減免への特別交付税措置

平成25年度より、都道府県が私立専修学校高等課程の授業料減免補助に要した経費の一部に対して、特別交付税を措置

⇒ 平成27年度現在、26の都道府県において私立専修学校高等課程への授業料減免を実施

○都道府県における補助状況

都道府県	25年度	26年度	27年度	都道府県	25年度	26年度	27年度	都道府県	25年度	26年度	27年度
1 北海道	×	×	×	17 石川県	×	×	×	33 岡山県	×	×	×
2 青森県	○	○	○	18 福井県	○	○	○	34 広島県	○	○	○
3 岩手県	×	×	×	19 山梨県	×	○	○	35 山口県	×	×	×
4 宮城県	×	×	×	20 長野県	×	○	○	36 徳島県	○	○	○
5 秋田県	×	×	×	21 岐阜県	○	○	○	37 香川県	×	×	×
6 山形県	○	○	○	22 静岡県	×	×	×	38 愛媛県	×	×	×
7 福島県	○	○	○	23 愛知県	○	○	○	39 高知県	○	○	○
8 茨城県	×	×	○	24 三重県	○	○	○	40 福岡県	×	×	×
9 栃木県	×	×	×	25 滋賀県	×	×	×	41 佐賀県	×	×	×
10 群馬県	×	×	○	26 京都府	○	○	○	42 長崎県	×	×	×
11 埼玉県	○	○	○	27 大阪府	○	○	○	43 熊本県	×	×	○
12 千葉県	○	○	○	28 兵庫県	○	○	○	44 大分県	×	×	×
13 東京都	○	○	○	29 奈良県	○	○	○	45 宮崎県	×	×	×
14 神奈川県	○	○	○	30 和歌山県	×	×	×	46 鹿児島県	×	×	×
15 新潟県	×	×	×	31 鳥取県	○	○	○	47 沖縄県	×	○	○
16 富山県	×	×	×	32 島根県	○	○	○	計	20	23	26

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

<平成28年度予算>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①無利子奨学金の貸与人員の増員や、
- ②「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。

平成28年度予算 **貸与人員** : 131万8千人
事業費総額: 1兆908億円
 [他に被災学生等分5千人・36億円]

○「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金の拡充)

- 貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

<貸与人員> 無利子奨学金 47万4千人(1万4千人増※)
 ※うち新規貸与者の増員分6千人
 [この他被災学生等分5千人]
 (有利子奨学金 84万4千人(3万3千人減))

○「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

- 奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

<システム開発・改修費> 5億円
 ※平成27年度補正予算 23億円を計上

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		47万4千人(1万4千人増) [他被災学生等分5千人]	84万4千人 (3万3千人減)
事業費		3,222億円(98億円増) [他被災学生等分36億円]	7,686億円 (280億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		政府貸付金 一般会計:880億円 復興特会:28億円	財政融資資金 7,944億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	(28年度採用者) 家計	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人~3人世帯の場合)	
		一定年収(660万円~1,270万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	一定年収(840万円~1,650万円)以下
返還方法		卒業後20年以内 <所得連動返還型> 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択 (平成28年3月貸与終了者)
		利率見直し方式 (5年毎) 0.10%	利率固定方式 0.16%

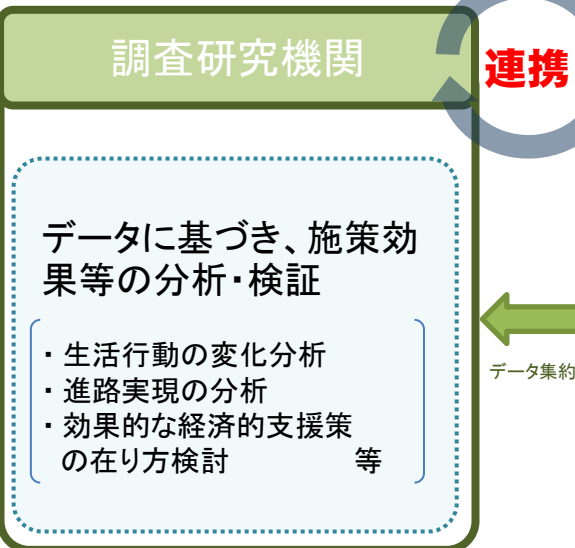
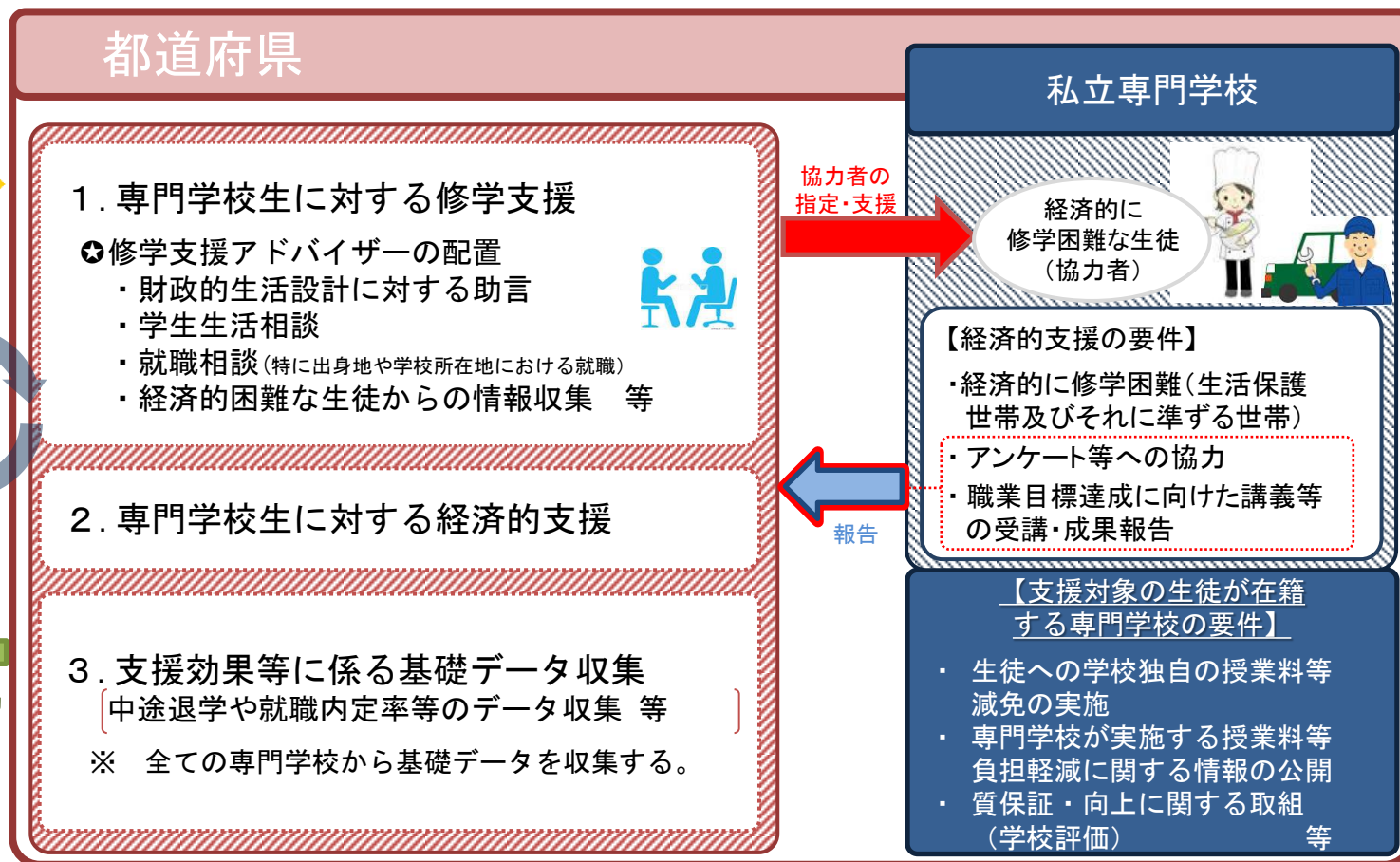
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額:305百万円)
平成28年度予算額:305百万円

趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度
【対象】 都道府県・調査研究機関



経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件

◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。

- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒

生徒が在籍する専門学校の要件

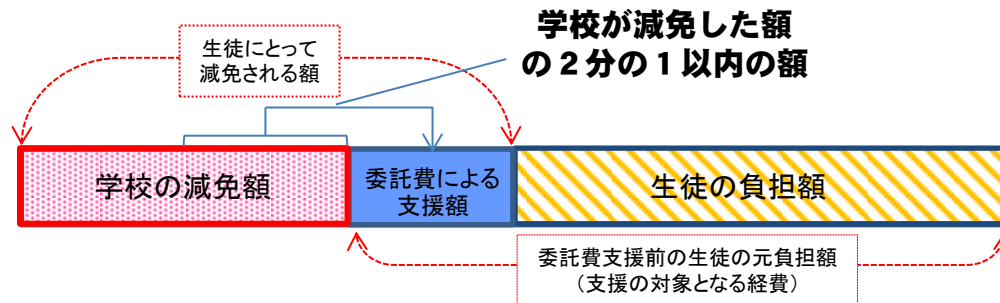
◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。

- ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること

国事業により支援を受ける専門学校生は、生活保護世帯及びそれに準ずる世帯の生徒が対象

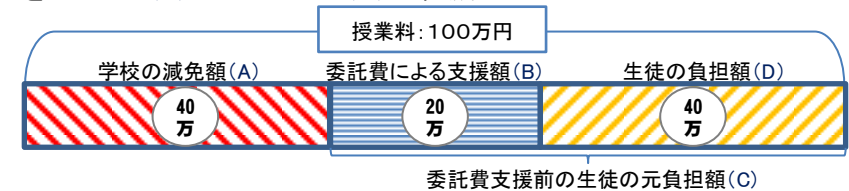
〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。

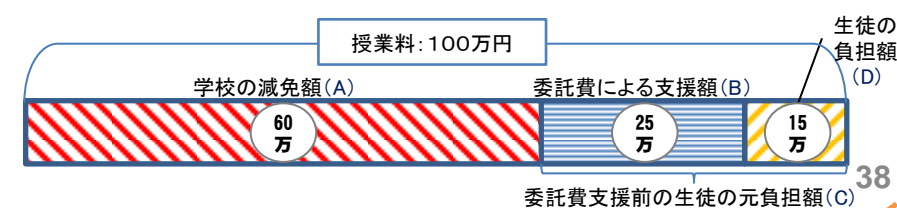


例：授業料が100万円【支援上限額(1/4)=25万円】の場合

★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えないパターン
学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン
学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減



私立専門学校の皆様へ

「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」

文部科学省では、意欲と能力のある専門学校生の皆さんが経済的理由により学ぶことをあきらめないよう支援を行うとともに、その教育的効果の検証を行う実証研究を平成27年度より行っています。

具体の支援内容や検証方法は以下のとおりです。今後の専門学校生への支援策を検討するため、是非ご協力ください。

支援内容

・授業料減免額を上乗せ支援し、経済的負担を軽減します！

経済的負担の厳しさから修学を断念しようとしていませんか。
文部科学省では、専門学校から経済的理由で授業料の減免を受けている専門学校生に対して、減免額の上乗せ支援を行っています。

○支援額：学校が実施した授業料減免額×1/2を上乗せ支援

・専門家からのアドバイスで、将来の不安を解消します！

奨学金の返済や学生生活にかかるお金のことで不安を覚えていますか。
ファイナンシャルプランナー等の専門家があなたの不安を解消するため、相談に応じます。

支援の対象者

経済的に厳しい世帯の生徒に対して支援を行います。
具体には以下のいずれかの要件に該当する生徒が対象となります。

- (1) 生活保護世帯の生徒（世帯年収約250万円未満程度）
- (2) 市町村民税所得割非課税世帯の生徒（世帯年収約270万円未満程度）
- (3) 所得税非課税世帯の生徒（世帯年収約330万円未満程度）
- (4) 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒

※ 年収額は目安であり、家族構成や居住地によって変動があります。
※ 都道府県によっては要件が異なる場合があります。

ご協力いただく事項

支援を受けた皆様には以下の取組についてご協力いただきます。

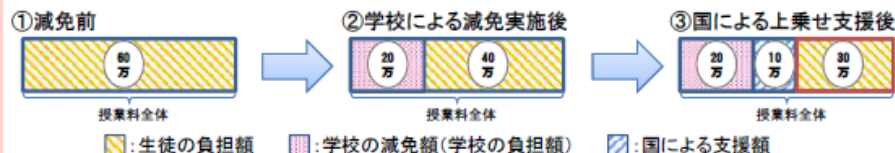
- ・支援の効果を検証するためのアンケート調査への回答
- ・目標を持って勉学に取り組んでいただくための年次目標の設定及び自己評価

支援内容のイメージ

・授業料減免額の上乗せ支援

例) 授業料が60万円、学校が実施した授業料減免額が20万円の場合

授業料60万円のうち、学校からの授業料減免20万円と国からの支援10万円（学校が実施した授業料減免額20万円×1/2）を受けることにより、30万円の負担で専門学校で学ぶことが可能になります。



・専門家からのアドバイス



具体的には以下のようなアドバイスを受けることができます。

- ・奨学金等の情報提供
- ・収支の状況を踏まえた奨学金の返済プランの相談・作成
- ・生活（一人暮らし）にかかるお金の洗い出しや、見直しの相談
- ・アルバイトと税金の関係

支援の申請方法・支援金の受領方法

支援を受けるためには、生徒から学校を通じて都道府県に対して申請していただく必要があります。支援の対象となる学校にも要件があります。
なお、支援金は学校が生徒本人に変わって受け取り、支払うべき授業料と相殺しますので、生徒本人が直接受け取るものではありません。
(授業料を先に全額納めた場合には、学校が受け取った支援金を生徒が受け取る場合もあります)



(参考) 支援の対象となる学校の要件

次に掲げる要件をすべて満たす専門学校である必要があります。

- ① 私立専修学校専門課程(専門学校)
- ② 経済的理由により修学困難な学生を対象とした授業料減免を一人当たり原則20万円以上実施
※ 年間授業料が60万円未満の場合は、その1/3の金額で可
- ③ 経済的支援の概要や財務会計に関する書類を公開
- ④ 学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表

アンケート調査等による効果検証

支援の効果を検証するため、各生徒及び各学校にアンケート調査にご回答をいただきます(生徒: 家計の状況や生活時間等、学校: 支援の内容や中退者の状況等)。
ご回答いただいたアンケート調査を、文部科学省から委託した調査研究機関において様々な観点から分析・評価を行い、支援の教育的効果を検証し、今後の専門学校生への支援策を検討していきます。

3. 学びのセーフティネットの保障について(学習環境)

【論点8】 修学支援策

【論点9】 専修学校の教育基盤整備支援策

【論点10】 障害者差別解消法等に基づく推進策

◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備 (※ 施設工事を伴うものに限る。)

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 400万円 (時限)
高等課程 400万円

学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 250万円 (時限)
高等課程 250万円 (時限)

エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

○ 太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備

- ・ 補助率：専門課程 1/2 高等課程 1/3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 500万円 (時限)
高等課程 500万円 (時限)

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

○ 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備

- ・ 補助率：専門課程、高等課程とも 1/2
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 250万円 (時限)
高等課程 250万円 (時限)

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

○ 危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事

- ・ 補助率： 専門課程 1 / 2
高等課程 1 / 3（Is値0.3未満等は1 / 2）
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 400万円（時限）
高等課程 400万円

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

○ スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備

- ・ 補助率： 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 150万円（時限）
高等課程 150万円（時限）

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。

※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

非構造部材の耐震対策工事 防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

○ 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策

○ 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等

- ・ 補助率： 専門課程 1 / 2
高等課程 1 / 3（耐震化工事と合わせて行う場合、
Is値0.3未満等は1 / 2）
- ・ 補助対象事業費の下限額：

<耐震化工事と合わせて行う場合>

※ 耐震化工事費を含めた下限額

専門課程 400万円（時限）
高等課程 400万円

<非構造部材の耐震対策工事（※ 100㎡以上の空間に限る。）
備蓄倉庫のみの整備を行う場合>

専門課程 制限なし（時限）
高等課程 制限なし

<自家発電設備のみの整備を行う場合>

※ 避難所指定の学校に限る。

専門課程、高等課程とも
200万円以上500万円以下

平成28年熊本地震に係る被害状況（私立専修学校・各種学校関係）

平成28年6月23日現在

○人的被害

	生徒					教職員					(人)
	死亡	負傷	負傷		安否不明	死亡	負傷	負傷		安否不明	
			重傷	軽傷				重傷	軽傷		
合計	0	10	1	9	0	0	7	0	7	0	
熊本県	0	9	0	9	0	0	7	0	7	0	
佐賀県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	

（主な負傷の内容）

重傷：転倒による左上腕部骨折　軽傷：打撲、やけど 等

○物的被害

	(校)				
合計	熊本県	福岡県	佐賀県	大分県	長崎県
67	41	13	5	7	1

（主な被害の内容）

天井、壁、柱、ゆか等のひび割れ、実習機器、パソコン等の破損 等

平成28年熊本地震に係る通知等一覧（専修学校・各種学校関係）

4月20日	平成28年（2016年）熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について （文部科学省生涯学習政策局長通知）
4月21日	平成28年熊本地震により被災した学生・生徒等への配慮について（要請） （文部科学省高等教育局長、文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長通知）
4月25日	新卒応援ハローワークにおける学生等震災特別相談窓口の設置について （文部科学省高等教育局学生・留学生課長、文部科学省初等中等教育局高校教育改革P T リーダー、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室長通知）
4月28日	平成28年（2016年）熊本地震に伴う専修学校・各種学校の生徒のボランティア活動について（通知） （文部科学省生涯学習政策局長通知）
5月2日	平成28年（2016年）熊本地震の発生に伴う私立学校法及び私立学校振興助成法における期限の定めのある規定の取扱いについて（通知） （文部科学省高等教育局私学部長通知）
5月2日	平成28年熊本地震に伴う介護福祉士養成施設等における学生のボランティア活動に関する単位の付与について （文部科学省初等中等教育局児童生徒課、文部科学省高等教育局医学教育課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

3. 学びのセーフティネットの保障について(学習環境)

【論点8】 修学支援策

【論点9】 専修学校の教育基盤整備支援策

【論点10】 障害者差別解消法等に基づく推進策

近年の特別支援教育に関する動向①

・平成18年12月

国連総会において障害者権利条約を採択

・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定

例えば

- ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止
- ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など

(教育分野)

・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など

・平成19年4月

特別支援教育の本格的実施(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)

- ・盲・聾・養護学校から特別支援学校
- ・特別支援学校のセンター的機能
- ・小中学校等における特別支援教育 など

・平成19年9月

障害者権利条約署名

・平成23年8月

障害者基本法改正(障害者権利条約対応)

(教育分野)

- ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実、
- ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重
- ・交流及び共同学習の積極的推進 など

近年の特別支援教育に関する動向②

- ・平成24年7月 中教審初中分科会報告（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進）
 - ・就学相談・就学先決定の在り方
 - ・合理的配慮、基礎的環境整備
 - ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進
 - ・教職員の専門性向上 など
- ・平成25年6月 障害者差別解消法制定（施行日：一部を除きH28.4）
 - ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など
- 9月 就学制度改正（学校教育法施行令改正）
 - ・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）
 - ・柔軟な転学 など
- ・平成26年1月 障害者権利条約批准
- ・平成27年2月（差別解消法に基づく）政府としての基本方針の策定
- 11月（差別解消法に基づく）
 - ・文部科学省所管事業分野の対応指針の策定
- 12月
 - ・（文部科学省職員のための）対応要領の策定
- ・平成28年4月 障害者差別解消法施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) H25.6成立

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等 (国公立学校など)
民間事業者 (私立学校など)

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等 (国公立学校など)
民間事業者 (学校法人など)

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定 (閣議決定 [H27.2])

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 (※地方の策定は努力義務)
- 事業者 ⇒ 主務大臣(教育分野:文科大臣)が事業分野別の対応指針を策定

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

文科省対応要領: H27.12策定
文科省対応指針: H27.11告示

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

◆ **障害者差別解消法の施行により、本年4月から、国公立学校等において「合理的配慮の提供」が義務化(私立学校は努力義務)**

【⇒対応】

◇ **文科省所管事業分野(教育・文化・スポーツ等)の対応指針の策定(H27.11告示)**

(内容) 趣旨、合理的配慮等の基本的な考え方、相談体制の整備、研修・啓発、相談窓口、合理的配慮等の具体例、分野別の留意点

◇ **学校における合理的配慮の実践事例を特総研「インクルDB」に掲載**

◇ **インクルーシブ教育システム構築事業を含めた各種事業の実施**

など

※平成28年度から補助事業化

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

(文科省対応指針より)

- 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字や音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。

※

学校における合理的配慮(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・ 学校の設置者及び学校が **必要かつ適当な変更・調整を行うこと**
 - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に **個別に必要とされるもの**
 - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、 **均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

障害者差別解消法(H25.6成立、H28.4施行)

- 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。 [第7条第2項]

※事業者(私立学校等)は努力義務

<分野別の留意点>

初等中等教育段階: 中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当である。具体的には、主として以下の点に留意する。

【合理的配慮に関する留意点】

- 合理的配慮の合意形成に当たっては、(中略)人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校(中略)及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。
- 合理的配慮の合意形成後も、(中略)柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- 合理的配慮は、(中略)インクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。
- 個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要である。

高等教育段階: 合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき考え方を項目別に以下のように整理した。

【合理的配慮に関する留意点】

- 機会の確保: 障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
- 情報公開: 障害のある進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
- 決定過程: 権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- 教育方法等: 情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
- 支援体制: 大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- 施設・設備: 安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

【参考】発達障害者支援法(平成16年法律第167号)

第1条 (目的)

この法律は、

※下線部は、平成28年6月3日公布の一部改正による修正

- 発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、
- 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

- ① 発達障害を早期に見出し、
- ② 発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、
- ③ 学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、

発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第8条 第1項 (教育)

国及び地方公共団体は、

- **発達障害児**（18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。）が、
 - その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、
 - 可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、
- ① 適切な教育的支援を行うこと、
 - ② 個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成)及び個別の指導に関する計画の作成の推進、
 - ③ いじめの防止等のための対策の推進
その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。